

明朗会計は 公給領収証で!!

皆さんが料理店や飲食店・バー等で飲んだり、たべたり、旅館に泊ったりした時には、料理飲食等消費税という税金を、店を通じて県に納めなければなりません。料理飲食等消費税には、皆さん

が利用される店の業種や、その時の利用の状況によって次の表にあるような免税点や基礎控除といった制度があります。これから年末年始をひかえ、遊興や飲食される機会も多くなると思われまます。明朗会計での楽しい旅行や飲食をするために公給領収証を、必ず受け取るようにいたしましょう。

料理飲食等消費税の「免税点」と「基礎控除」

店の種類	免税点	基礎控除	税率
料理店 小料理店	飲食店に類する場所の朝食又は昼食 2,000円以下		料金の10%
バー・キャバレー			料金の10%
旅館・ホテル	1人1泊につき 宿泊 4,000円以下 朝食 2,000円以下 追加飲食 2,000円以下	1泊につき 2,000円	●宿泊の料金 料金をから 2,000円を 控除した額 の10% ●宿泊の料金以 外料金の10%
	宿泊しないとき	1泊につき2,000円以下	
区分料理食堂 (前売券食堂)	1品の価格 1,000円以下		料金の10%
飲食店	1人1回 2,000円以下		料金の10%
仕出し・出前	1人前 2,000円以下		料金の10%

*但し、料金のうち自動車代・電話代・たばこ代などの立替金は含まれません。

納税証明書交付 手数料が引き上げ

建設業の登録などに必要な、納税証明書を請求される場合、交付手数料として、証明書一枚につき百円を県の収入証紙により納付いただいておりますが、さきの条例改正に伴い、昭和五十五年十二月一日から証明書一枚につき二百

行で、お求めのうえお出かけください。

巻財務事務所

訂正

前号(第一七三号)の税額語に「あやまりがありましたので、ここに訂正しております。●誤算・税金を税金で、●漏算・税金で豊かな明日開ける未来となります。」

保健衛生だより

- ※3歳児検診
12月16日 受付時間=午後1時~1時20分
対象=52年11月生まれと12月生まれの人
※百ジフ破傷風予防接種
12月24日 時間=午後1時~2時(時間厳守)
対象=生後24か月~48か月になるまでの人
◎第一期の2回目ある人は3回を受ける人
(今回初めて受ける人は対象なりません)
◎第二期(第一期の3回目を受けてから12か月~18か月になるまで)の間に1回接種を受ける人
※第一期・第二期とも48か月までに受けて下さい。
- ※母親学級
12月25日 受付時間=午前9時~9時15分
携行品=母子手帳・筆記用具・歯ぶらし
風呂敷・主食(パンかご飯) 副食は用意します。
受講料=250円
- 1月の行事
※乳児検診
1月13日 受付時間=午後1時~1時20分
対象=55年3月生まれと4月生まれの人
※1歳6か月児検診
1月21日 受付時間=午後1時~1時20分
対象=54年6月生まれと7月生まれの人
※百ジフ破傷風予防接種
1月22日 時間=午後1時~2時(時間厳守)
内容は12月と同じ
※幼児相談
1月27日
受付時間=午前9時40分~10時 12時終了
対象=1歳6か月と3歳児
内容=幼児のしつけ むし歯・栄養指導及びおやつを試食
※母親学級
1月30日 受付時間=午前9時~9時15分
内容は12月と同じ

言葉遣いのいろいろ

道順をたずねて、上手にわかりやすく教えてもらったときなど、たいへんうれいしいのですが、簡潔に要領よく説明する「技術」を身につけておくと、ふだん何かと便利です。

人に伝言を伝えるときや、電話で話すときでも、要領よく、順序立ててはっきり述べることができれば、無用な誤解や混乱が避けられます。

結論を先に 語尾は明確に

そのためには、たとえば、少しこみいった話の場合は、あらかじめメモを作って要点を整理しておくなど、準備を心がけることも大切です。また、「きのうのお話、

語尾をはっきり言うことも大切なことです。

「そのことは、山田さんに話してあり〇〇」と最後の部分がよく聞きとれないようでは「話してあります」なのか「ありません」のか、肝心なところが理解できません。また、あまり早口で言うもの考えもので、落ち着いたときにはかんで含めるような口調のほうがわかりやすいものです。

大事な事柄は、適当に繰り返して説明すること、相手がどこまでわかっているかを推量しながら話を進めること、そして、話の内容をなかなか飲み込んでもらえないときでもイライラせず、時には話を戻しながら相手の理解を促すなどの心がけも必要です。